

## 政策提案検討委員会における検討結果報告書

政策提案検討委員会（以下「委員会」という。）は、政策立案及び政策提案に関する事項、議長から諮問を受けた政策検討に関する事項、その他委員会において調査検討事案とされた事項について調査検討を行う委員会である。

今期においては、前期の委員会から引き継がれた「いわき市魚食の推進に関する条例」及び「障がいのある人もない人も安心して暮らせるいわき市条例」を検討事項とし、平成30年10月の第1回委員会から15回にわたって調査検討を重ねてきたので、その議論の経過と結果を次のとおり報告する。

### 1 魚食の推進に関する条例について（木村謙一郎議員 提出）

---

#### (1) 今期に引き継がれた事項

前期の委員会では、調査検討を積み重ねた成果として、「いわき市魚食の推進に関する条例案」を作成したところであるが、「常磐もの」の定義などについて、さらに水産業関係者や関係する執行部と議論を尽くし、合意形成を図る必要があったこと、また、条例案を提出する前提として、パブリックコメントを実施し、より幅広い市民の意見を反映していく必要があったことから、次期委員会においては、これらの点について、遺漏なく対応し、条例化に向けた取り組みを積極的に推進すべきとされたところである。

加えて、前期の第14回委員会において実施した市民との意見交換会で、関係機関・団体等の方々から条例案に寄せられた意見に対して回答をしていないことから、当該意見に対する回答の機会を設けることが望ましいと考えられること、また、時間の制約上、必ずしも関係者の意見を十分に吸い上げることができていなかったと考えられることから、次期委員会においても、意見交換会を改めて開催することについて検討すべきとされたところである。

#### (2) 今期における条例制定までの主な検討経過

##### ① 第3回委員会

執行部（保健所地域保健課、農林水産部水産課、教育委員会学校支援課）の出席のもと開催し、前期の委員会で策定した条例案に対して意見の聴き取りを行った。

その結果、主な意見として、農林水産部より、条例案第1条の「目的」において本市の基幹産業である漁業について触れる必要があるのではないかと、また、条例案第2条に規定している「常磐もの」の定義については、執行部がプロモーションし

ている「常磐もの」と比較すると、沖合・遠洋漁業で獲れる魚種やかまぼこなどの水産加工品が対象外となってしまうことから、執行部に合わせた定義を使用してほしいなどの意見が出された。

## ② 第4～9回委員会

条例案そのものの精査・吟味だけでなく、東京電力福島第一原子力発電所事故の風評の影響による本市水産業への対応をはじめ、「常磐もの」のブランド戦略の取り扱いや、前期の委員会で開催した市民との意見交換会において事業者より提案された「条例を連想できる一般的に分かりやすいキャッチコピーがあるとよい」という意見、さらには、魚食の推進に関する条例が市民に親しまれ、愛されるものとなるような取り組みなどについて様々な議論が交わされ、意見を集約して条例案を策定した。

## ③ 第10回委員会（事業者説明会）及び第11回委員会

第10回委員会では、事業者説明会を中央台公民館で開催し、関係機関・団体等（別紙1参照）の方々に出席をいただき、策定した条例案の説明等と意見の聴き取りを行った。その際、水産加工業者の方から、「条例の目的において、いわきの漁業や水産加工業などにかかわる歴史的なことや伝統的なことに触れてほしい」との意見があったことから、第11回委員会において、当該意見を反映させるため、条文の修正を行った。

## ④ パブリックコメントの実施

条例案について、より広く市民からの意見を募集するため、令和元年12月23日から令和2年1月14日までパブリックコメントを実施したところ、3名の市民から13件の意見が出された。

主な意見として、条例の制定について肯定的な意見のほか、条例が施行された後の各種施策についても提案があったことから、執行部へ情報を提供した。

## ⑤ 第13回委員会

パブリックコメントの結果を報告するとともに、委員会としての条例案を確定させた。

なお、当該条例案は2月定例会初日に提出され、可決・制定された。制定された条文は、別紙2のとおりである。

【今期におけるいわき市魚食の推進に関する条例制定までの調査検討経過】

年月日	経過
H30. 10. 25	正・副委員長の互選を行った。
H30. 12. 18	前期からの引継ぎ事項である「いわき市魚食の推進に関する条例」の制定に向けた協議を進めることについて確認した。
H31. 1. 21	条例（案）について、執行部と協議した。
H31. 3. 25	前回、執行部から提案を受けた修正案のうち、条例（案）第2条の定義に関わって、「常磐もの」の整理について、協議した。
H31. 4. 12	条例（案）について協議し、委員会として、「魚食の日」は毎月7日とすることに決定した。
R元. 5. 27	条例（案）について協議した。
R元. 7. 1	条例（案）について協議した。
R元. 7. 10	条例（案）について協議し、委員会としての条例案を取りまとめた。
R元. 8. 19	事業者説明会の開催に向けて、進め方や資料等について確認した。
R元. 10. 2	事業者説明会を開催し、条例（案）について説明及び意見の聴き取りを行った。
R元. 10. 9	事業者説明会で出された意見を取り入れて作成した修正案について、協議した。
R元. 12. 18	パブリックコメントの実施に向けて、公表する資料などについて確認した。
同日	正副委員長から正副議長へ、パブリックコメントに示す条例案を報告した。併せて、議長にパブリックコメントの実施を要請した。
R元. 12. 20	各派代表者会議において、議長から各議員へ、パブリックコメントの実施について報告がなされた。
R元. 12. 23 ～ R2. 1. 14	パブリックコメントを実施した。 ※市民意見あり（3名から13件）
R2. 1. 20	パブリックコメントの実施結果を確認し、委員会としての条例の最終案を取りまとめた。
R2. 1. 27	正副委員長から正副議長へ、条例最終案及び条例制定に向けた調査検討結果を報告した。
R2. 2. 4	各派代表者会議を開催し、調査検討結果を報告した。
R2. 2. 18	議会運営委員会を開催し、議会としての条例案を2月定例会初日に提出することについて了承を得た。
R2. 2. 20	2月定例会（初日）において、「いわき市魚食の推進に関する条例」が可決・制定された。（施行日：令和2年2月28日）

### (3) いわき市魚食の推進に関する条例制定後の事業実施状況等

令和2年2月28日に条例が施行され、執行部においては、初めての「魚食の日」となる令和2年3月7日に、条例の趣旨にふさわしい事業を実施することとして、アクアマリンパークでのイベントを予定したが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったところであり、このような状況にあっても、事業者においては、各店舗において、「魚食の日」にちなんだ独自の取り組みを行ったところである。

なお、執行部においても、本条例の目的である本市水産業の発展及び魚食文化の振興に向け、事業者等の自主的かつ主体的な取り組みを支援するなど、事業の推進を図っている。

#### 【令和2年3月7日の各店舗の取り組み状況】



株式会社マルト草野店



有限会社ニイダヤ水産（四倉町）



おさかなひろば



はま水（久之浜町）



食処くさの根株式会社（四倉町）





株式会社大川魚店（四倉町）



株式会社おのざきエブリア店



いわき市石炭・化石館ほるるミュージアムショップ



いわき・ら・ら・ミュウ

## 2 障がいのある人もない人も安心して暮らせるいわき市条例について

(狩野光昭議員 提出)

### (1) 今期に引き継がれた事項

福島県が、平成30年9月14日から10月13日にかけて実施した、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例（仮称）」の素案に対するパブリックコメントの結果を受け、示された素案や寄せられた意見等を確認し、本市議会として条例制定に向けて取り組むかどうかを検討する必要があるとして、今期委員会へ引き継がれた。

### (2) 今期における検討経過

平成31年1月21日に開催された第3回委員会において、委員より、平成30年12月25日に制定された「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例」の第4条及び第13条に「市町村との連携」との規定があり、それを踏まえると、本市独自の条例を制定する意義があるのではないかと、また、合理的配慮について一定の強制力を伴った条例の制定が必要なのではないかとの意見が出され、魚食の普及に関する協議が終了した後に、引き続き協議していくこととした。

その後、提出者である狩野光昭議員が議員を辞職したことから、令和2年6月30日に開催された第14回委員会において、提出者の所属会派であった創世会より、本件については取り下げたいとの意向があり、協議の結果了承され、協議を終了した。

## 3 制定した条例との関わりについて

「いわき市魚食の推進に関する条例」が議員提案による政策条例であることを十分に踏まえ、執行部が各種施策を通して魚食の推進をより一層図り、その成果を市民が享受できるよう、議会として条例制定の効果などを注視していく責任があるものと考えられる。

## 4 次期への引継ぎ事項について

本委員会は議会から政策を提案するための委員会であり、本市議会の目指すべき議会の姿を具現化したものであって、存在意義はきわめて大きい。今後においても引き続き、会派を超えて活発な意見交換を行うことができる委員会として、活動を進めていく必要があるものとする。本市が抱える課題や市民ニーズを的確に捉え、それら課題等を解決すべく、新たな提案により建設的な政策の議論が行われることを期待するものである。